

「貸金業者向けの総合的な監督指針」改正案の概要①
《「借り手の目線に立った10の方策」関係》

10の方策	改正概要
《方策②》個人事業主が提出する事業計画等3計画の簡素化	○ 必要事項を一枚紙にまとめたものでもかまわない趣旨を規定。
《方策⑤》貸金業者の事務手続き円滑化 指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査義務が解除される場合として、「延滞等による貸付停止期間」を追加、等。	○ 途上与信が不要とされる「延滞等による貸付停止」を解除した場合には、途上与信が必要となる旨を注意的に規定。
《方策⑥》健全な消費者市場の形成	○ 貸金業者保証付の銀行・信金等の貸付けに関し、保証履行により貸金業者が取得した求償権の行使についても貸金業法第21条の取立行為規制が課される旨を明確化。 (注) 別途、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、消費者向け貸付けを行う際に留意すべき事項等について規定予定。
《方策⑦》多様なセーフティネットの充実・強化 NPOバンクに対する特例措置	○ 別紙参照。
《方策⑨》ヤミ金対策の強化	○ ヤミ金に関する口座の不正利用に係る情報提供の手続き等を明確化。

「貸金業者向けの総合的な監督指針」改正案の概要②
《第4段階施行等関係》

第4段階施行の主な内容	改正概要
○総量規制の導入 〔 所得証明書類の徴求、指定信用情報機関を利用した返済能力調査、これらを前提とした総量規制、総量規制の除外・例外貸付制度の導入。 〕	○ 返済能力調査の実施及び客観的かつ具体的な貸付基準等に基づく貸付審査を行うよう、実施態勢の整備を求める旨を規定。 ○ 除外・例外貸付については、要件の確認及び当該貸付に係る書面の信ぴょう性・妥当性を確認する態勢の整備を求める旨を規定。
○出資法上限金利引き下げ等 〔 貸金業者が利息制限法上限金利超・出資法上限金利以下の貸付けを行うことが禁止されるとともに、みなし利息の概念が整理されたこと等を踏まえた所要の改正。 〕	○ 利息、保証料等に係る制限に関し、社内規則の整備、役職員への周知、実施態勢の整備、内部管理部門による監査を求める旨を規定。 ○ 出資法の上限金利を下回る金利帯でも、利息制限法上限金利を上回る利息の契約、受領又は支払いの要求をした場合は、行政処分の対象となる旨を規定。
○貸金業務取扱主任者必置義務 〔 営業所ごとに従業者の数に応じた貸金業務取扱主任者の設置を義務付け。 〕	○ 主任者の適正な配置及び主任者の役割等に関する社内規則の整備、役職員への周知、実施態勢の整備、内部管理部門による監査を求める旨を規定。 ○ 法令で「予見し難い事由」により主任者が不在となった場合の「必要な措置」を求めていることを踏まえ、「予見し難い事由」及び「必要な措置」の解釈について明確化。
○契約締結前書面交付義務等の導入 〔 契約締結前及び重要事項変更時における書面の交付義務の導入。 〕	○ 契約締結前書面の交付義務等を踏まえ、契約に係る説明態勢の規定を整理。 ○ 法第16条の2の契約締結前の書面として、法令の要件を満たせば、申込書一体型のパンフレットも排除されない旨を規定。
○その他 〔 貸金業者の監督を円滑に行うための所要の改正。 〕	○ 従前から事務連絡に基づいて財務局で行われていた各種オフサイト・モニタリングについて、考え方を整理するとともに監督指針に明記。 ○ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って純資産額の確認を要する旨を規定する他、純資産要件を満たさなくなった場合の監督上の対応・手続について明確化。

《NPOバンク該当部分》

府令改正の主な内容	監督指針改正概要
非営利特例対象法人	
1.純資産要件の特例(5,000 万円→500 万円) 要件①非営利、②低金利(7.5%以下)、③貸出目的の公益性(「特定貸付契約」(下記参照)等に係る利息収入の割合が 50%超)、④貸付内容等の情報開示	○ 特例を受ける前提となる各種要件を充足するための社内規則の策定、役職員への周知、実施態勢の整備等を求める旨を規定
2.登録拒否基準の特例(初回登録時の専門の貸付業務経験者の確保→不要) 要件① 上記 1.の①～④の要件を満たすこと 要件② 貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に助言等を受ける体制を整備	○ 例えば、契約に基づき、貸付の業務に3年以上従事した経験を有する者から必要な助言又は指導を受けることができる態勢の整備を求める旨規定
特定非営利金融法人	
3.「特定非営利金融法人」(注)が行う「特定貸付契約」について指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除、総量規制の適用除外 (注)「特定非営利金融法人」とは、以下の要件を満たす旨の届出をした業者 要件① 上記 1.の①～④の要件を満たすこと 要件② 特定貸付契約(下記参照)の締結を業として行うこと	
特定貸付契約 ○特定非営利活動貸付け 要件① NPO法上の特定非営利活動(17 事業)として行われる貸付けであること 要件② 他の貸金業者からの借入れ等の状況を定期的に把握し、必要に応じ、借り手に対し、貸付残高が過剰とならないよう、助言又は指導が行われること ○生活困窮者支援貸付け 要件① 生活困窮者向けの貸付けであること 要件② 他の貸金業者からの借入等の状況を把握する措置を講じること 要件③ 上記を踏まえた生活再建のための計画の策定を行うこと 要件④ 上記計画の進捗状況を定期的に把握し、必要に応じ、生活再建が図られるよう、助言又は指導が行われること	○ 特定非営利活動貸付けに係る貸付の内容、借り手の借入残高の把握、必要に応じた助言又は指導の実施等についての社内規則の整備、役職員への周知等、所要の態勢整備を求める旨を規定 ○ 生活困窮者支援貸付けに係る社内規則の整備、借入れ等の状況把握、生活再建のための計画策定、当該計画の進捗状況の把握等に関する所要の態勢整備を求める旨を規定 ○ さらに、生活再建計画の策定に当たり、借入れ及び返済に関する相談に際し、一定の資格を有する者等(注)との面談を要する旨規定 (注)一定の資格を有する者のほか、「これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者」として、例えば公益法人等において、借入金の返済に関する相談等の事務に1年以上従事した経験のある者も併せて規定